

■議案第22号 四万十町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

【要旨】

河川法では、1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定するものを準用河川として、河川法の2級河川に関する規定を準用することとされていますが、地域主権改革一括法（第1次）第36条により準用河川の河川管理施設のうち主要なものの構造に関する技術的基準については、政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされました

【内容】

四万十町の準用河川数25、総延長21.41kmについて本条例により河川管理施設等の技術的基準を定めるものです。